

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は57頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

**Q1** 2,000点以上の調剤レセプトには処方  
せんの写しを添付しなければなりません  
が、最近、添付が必要なくなったという話や、  
対象レセプトの点数が1,500点に引き下げられた  
という話を聞きました。実際にはどうなっている  
のでしょうか。(匿名希望)

**A1** 調剤報酬明細書(以下、調剤レセプト)に添  
付する処方せんの写しについては、2005年  
度中にそのあり方が見直される予定です。しかし、現時  
点では具体的内容が決まっていないため、それまでの間  
は従来通り、2,000点以上の調剤レセプトに処方せんの写  
しを添付する必要があります。

「規制改革・民間開放推進3カ年計画(の改定)」(2005年  
3月25日、閣議決定)に伴い、厚生労働省は2005年3月  
30日、①保険者による調剤レセプトの直接審査・支払、  
②保険者と保険薬局との間の個別契約、③2,000点未満の  
調剤レセプトの再審査請求——のそれぞれについて、健  
康保険組合や審査支払機関などの関係機関宛てに具体的  
措置を通知しました。

このうち、①および②については取り扱い要領や認可  
基準が示されましたが、③については、「1,500点以上の  
調剤報酬明細書について保険者は審査を申し出ることが  
できる」という考え方が示されただけで、社会保険診療

報酬支払基金におけるシステム準備などの都合もあるこ  
とから、関係者間の調整を図ったうえで、具体的な内容  
は2005年度中の措置に向け、追って通知することが予定  
されています。

ただし、これは単に現行の2,000点から1,500点に引き  
下げるということではなく、閣議決定に「点数基準の撤  
廃も視野に入れつつ」と示されている通り、保険薬局側  
に一方的な事務処理負担がかからないよう、具体的措置  
の内容について検討されていくこととなります。現在の  
ところ、明確な実施時期ははっきりしていませんが、実  
際には2005年度後半になるものと見込まれています。

したがって、それまでの間は従来通り、2,000点以上の  
レセプトには処方せんの写しを添付することが必要です。

**Q2** 薬剤師会や行政による各種調査に協力  
する場合、患者を特定できないよう匿  
名化したうえで回答することは、個人情報保護法  
として問題はないのでしょうか。「匿名化」とは、  
具体的にはどのようなことをいうのでしょうか。

(岐阜県 林 良三)

**A2** 保険請求と直接関係することではないため、  
ここでは主なポイントのみ説明します。

個人情報の保護に関する法律(2003年5月30日、法律

Q  
&  
A

# information

第57号。以下、「個人情報保護法」において、個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む）」と定義されています（第2条）。したがって、薬剤師会や行政による各種調査に対し、患者の個人情報をきちんと匿名化したうえで回答することは、個人情報保護法の定義する個人情報に該当しないため、問題は生じないものと考えられます。

ただし、患者の個人情報を匿名化しても、ほかの情報と照合することで容易に特定の個人を識別することができるものについては、結果的に個人情報保護法の個人情報に該当することになります。ほとんどの場合は問題が生じることはないものと考えられますが、症例や事例によっては十分な匿名化が困難なケースもあると考えられます。そのような場合には、調査への協力に当たり、患者本人の同意を得ておくことが必要でしょう。

なお、個人情報保護法の施行に伴い策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(2004年12月24日、厚生労働省)において、個人情報の匿名化については、「当該個人情報から、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすること」と明記されています。

**Q3** 当薬局では、初めて処方せんを持参された患者には、服用中の医薬品やアレルギー歴などを質問票に記入してもらうようお願いしていますが、ケースによっては「面倒だから」などの理由により、記入を拒否されることがあります。質問票に記入してもらえなければ、服薬の際の安全確保ができないほか、薬歴も作成できません。薬剤師法では「調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とありますが、初回質問票に記入してもらえないという理由により、調剤を拒否することは問題があるのでしょうか。（岩手県 小笠 正嗣）

**A3** 患者に質問票を記入してもらえないという理由だけで、処方せんによる調剤を拒否することは認められません。

医薬品を安全に使用してもらうためには、ほかに使用している医薬品の有無はもちろん、患者の体質やアレルギー歴などを確認したうえで調剤することは必要不可欠です。しかし、患者から「記入が面倒」といわれたとしても、薬剤師としては、口頭で確認するなどの対応が必要です。そのうえで、薬歴には必要な情報をきちんと記録してください。なお、薬剤服用歴管理・指導料の算定にも関係することですが、患者の申し出により十分な情報を取得できなかった場合でも、忘れずにその旨を薬歴に記入しておきましょう。



Q  
&  
A